



高等教育の修学支援新制度の学業要件って何？

令和7年度から
要件が変更に
なります。



支援の継続に当たっては、一定の学修意欲と学修成果を測る要件を満たす必要があります！



具体的な要件

※★はこれまでから変更となる要件(変更内容については裏面参照)



警告(支援は継続)となる要件

- ・出席率が8割以下
⇒半期15回の授業のうち欠席が3回以上
- ・修得単位数が7割以下★
⇒単位数が、
1年生……21単位以下
2年生……43単位以下
3年生……65単位以下
4年生……86単位以下
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・GPA(成績評価)が、
所属する学部等の下位4分の1



廃止(支援打ち切り)となる要件

- ・修業年限内で卒業・修了ができないことが確定
- ・出席率が6割以下★
⇒半期15回の授業のうち欠席が6回以上
- ・修得単位数が6割以下★
⇒単位数が、
1年生……18単位以下
2年生……37単位以下
3年生……55単位以下
4年生……74単位以下
(卒業に必要な単位数が124単位の場合)
- ・警告要件に2回連続で該当
※2回目の警告がGPA要件のみの場合は、
支援打ち切りではなく、次の判定まで支給停止



ちゃんと出席して、単位を取って、成績が上位4分の3なら大丈夫なんだね。でも、自分や家族が病気になったときとかに、授業を受けられなくて、支援が受けられなくなるのだとしたら、安心して進学できないなあ。

思いがけないことが起こるなど事情がある場合は、要件を満たさなくても打ち切り等にはなりません！

